

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年七月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年七月二十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

一 道路の種類 県道

二 路線名 堀兼根岸線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
一六番八地先まで	狭山市柏原字川原三〇八四番七 七地先から同市柏原字石原三一	区 間
一六・六〇〽 二六・五五	一六・六〇〽 五七・九三	敷地の幅員 (メートル)
	一六九・〇九	延長 (メートル)
属するため。 県土整備事務所に帰		備 考